

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

| 商号及び名称 | 代表者職氏名 | 許可番号 | 主たる営業所の所在地 |
|----------------|----------------|---------------------|--------------------------|
| 有限会社 大杉設備工業 | 代表取締役 大杉 貴樹 | 知事許可（般） 第 6606 号 | 高知県四万十市 古津賀 1 - 1 7 5 |

2 指名停止の内容

| | |
|---------|---|
| 指名停止期間 | 令和 3 年 12 月 22 日から令和 4 年 2 月 21 日まで (2 月) |
| 指名停止の理由 | <p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第 7 条第 2 号及び同法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の（2）（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p> |